

第35回香川県環境影響評価技術審査会会議録

1 日 時 令和6年7月29日(月) 14時00分～15時40分

2 場 所 香川県庁 本館12階 第1会議室(Web会議併用)

3 出席委員

8名

4 その他の出席者

・事務局 3名

県環境森林部 環境政策課

・事業者 計16名

高松市

パシフィックコンサルタンツ(株)

東急不動産(株)

一般財団法人日本気象協会

5 欠席委員

1名

6 議 題

・高松市次期ごみ処理施設整備について

・(仮称)徳島鳴門風力発電事業について

7 議事の経過

別紙のとおり

香川県環境影響評価技術審査会 会議録

令和6年7月29日(月) 14:00~15:40

香川県庁 本館12階 第1会議室

委員	<p>会議に入る前に、会議の傍聴希望者について報告する。本会議の開催を周知したところ、6名の傍聴希望者が来ている。</p> <p>次に事業主体の高松市のほか、方法書作成に関わるパシフィックコンサルタンツ株式会社の会議への出席について、「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りする。高松市他の会議への出席を許可してよろしいか。</p> <p>(委員了承)</p> <p>では、入室を許可する。</p>
事務局	<p>ただ今から、第35回香川県環境影響評価技術審査会を開催する。</p> <p>(資料の確認後)</p> <p>本審査会の出席者数は、9名中8名である。香川県環境影響評価技術審査会運営規程に定める「委員の2分の1以上の出席」の要件を満たしているため、本日の審査会は成立していることを報告する。</p> <p>それでは、審査会運営規程第2条第1項の規定により、会長が議長となって議事を進行していただく。</p>
委員	<p>(会長挨拶)</p> <p>議事に入る前に、本日の会議録の署名委員を指名させていただく。会議録の署名は〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思うがよろしいか。</p> <p>(署名委員了承)</p> <p>議題1の「高松市次期ごみ処理施設整備」について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>まず、方法書の公告縦覧の結果についてだが、環境の保全の見地からの意見はなかった。</p> <p>次に、第34回香川県環境影響評価技術審査会において質問があった内容について、事業者から回答を得ている。質問事項は、「関係車両に係る騒音・振動等の調査地点は、事業負荷が高い場所だけでなく小中学校などの住民が実際にいる場所で測定できないのか。」ということだったが、対応方針として、「方法書では、車両に係る騒音・振動調査は住居近傍で実施としている。指摘を踏まえ、車両に係る騒音・振動調査は、対象事業実施区域から南側地域における小中学校等においても実施することとし、図1に示す地点において車両に係る騒音・振動調査を追加することとする。」とのことである。</p> <p>(方法書に対する答申の案とその理由について説明。)</p>
委員	事務局から説明のあった内容を参考にしながら、議論を進めたい。意見や質問はあるか。
委員	地域の風の影響を考えると、日変化がかなり大きいと思うが、そのあたりの検討はどうか。
事業者	地域特性として、山風・海風といったものが吹いていると承知している。年間を通して、基本的な傾向として、昼間は海風、夜間は山風が多いと認識している。そちらについては地上観測の方で確認しながら、大気予測・評価の方に生かしたいと思っている。
委員	かなり山風が強いので、そのあたりの影響がどこまで行くのか。少し気になっているので検討してほしい。
事業者	了解した。
委員	答申の案についてだが、全体的事項及び個別の事項に、前回の審査会で指摘のあったことが書いていることを確認した。しかし、関係する自治体等からの意見はどのように反映されているか。この答申に至る過程を説明いただきたい。
事務局	関係する市町長からの意見として、綾川町と高松市は両方とも意見なしであった。また、住民からの意見もなかった。そのため、答申の案にはこれらの意見は反映されていない。
委員	この答申の案を基に、内容をブラッシュアップしていければと思う。

事業者	先ほど説明のあった資料について、補足説明させていただきたい。 資料として配布した、関係車両に係る騒音・振動等の調査地点だが、指摘を踏まえて、対象事業実施区域の南側区域における、小中学校等の近傍の道路沿道を想定している。小中学校等の敷地内ではなく、小中学校等の近傍での調査を予定している。
委員	予定では、環境影響評価手続きは、令和6年度から令和8年度で終わることなので、令和8年度で評価書まで作ってしまうことになると思う。4つの処理方式等が固まっていない段階で評価書まで行くという形になると、準備書段階の住民説明会でかなり工夫したやり方をしないと、答申の案の「コミュニケーションを図り、理解を得ながら」という部分が難しいと思う。その部分は配慮していただきたい。
事業者	炉の選定についても考慮した形での住民説明会を検討したい。
委員	地元の意向をしっかりと踏まえながら進めていってほしい。
委員	事業者への質問がないようであれば、ここで高松市とパシフィックコンサルタンツ株式会社には退出いただく。 (事業者退出) 続いて、答申の案に対して質問や意見等あるか。
委員	前回の現地視察のときに他の委員からも意見があったが、予定敷地が非常に高低差のあるところであるということで、防災上の観点からの懸念がある。答申の案の全体的事項を見ると、予定地が標高差のあるところであり、そこに施設を造ることに対する記載がないので入れるべきではないかと考える。例えば、入れるとすると、「計画地内の施設配置や地形等が明確になっていないため」というように場所に関してのことも書き、そこに対して十分検討すべきであるということ、入れてほしいと考えるがいかがか。
委員	予定地はかなり高低差があったところだと記憶しているので、そのあたりの地形についてのこともさらに追加する形でできればと思う。
事務局	検討して修正する。
委員	他に意見はないか。 (委員了承) それでは、これで高松市次期ごみ処理施設整備の審議は終了する。 続いて、議題2の「(仮称)徳島鳴門風力発電事業」についてである。 初めに入室確認を行う。事業主体の東急不動産株式会社と方法書の作成に関わる一般財団法人日本気象協会の会議への出席について、「香川県環境影響評価技術審査会運営規程」に従い、審査会にお諮りする。東急不動産株式会社他の会議への出席を許可してよろしいか。 (委員了承) では、入室を許可する。 本事業について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局	(方法書に対する答申の案とその理由について説明。)
委員	住民からの意見で追加があったというのは、どのページのどこを見ればよいか。
事務局	18ページの意見書19(意見番号39,40)が追加になっている。
委員	1点確認だが、環境影響評価法だと事業者の見解や見解書というのは、確か現時点では公開しないと思うが、これは公開をする予定があるのか。準備書の中で初めて公開されるということによいか。
事務局	現在は審査会ということでお示ししている。準備書段階では、図書に入ってくることになる。
委員	答申の見解の「その他の事項」に、地震などに対する防災対策についての記載があり、これは東かがわ市からの意見を記載したものであるということだが、環境影響評価の図書において、内容はどこに記載されるのか。現在の方法書では、どの項目を検討するかという269ページの表には、この地震対策や防災対策についての項目がない。もし入れるということになると、この部分に新たにそれら項目を入れるという理解をしたらよいか。

事務局	通常、環境影響評価では防災に対する項目はないと考えるが、今回は東かがわ市から意見があったので、そのまま入れさせていただいている。
委員	重要なことではあるので、検討していただくに越したことはないと思うが、どこに具体的に入れるかが疑問である。
事務局	入れるのであれば、防災の欄を設けて、新しく入れることになるかもしれないが、入れるかどうかについても再度検討させていただきたい。
委員	防災上の観点というのは、地震力によってこれが倒壊するかどうかと言うことの検討を想定するが、この風力発電所においては、構造上の安全基準というものは設けられているのか。
事業者	通常建物を建てる場合は建築基準法で構造上の安全を確保するが、風力発電所については、経済産業省の電気事業法において構造上の安全性を確保する。
委員	東かがわ市からの意見は、地震等によって倒壊するおそれがあり、倒壊すると周辺環境への影響も多大なものがあるだろうという観点からの意見だと思う。倒壊に対しての検討ということであれば、付属設備を含めた風力発電施設の安全性が担保されているのかどうかを聞きたい。もし施設の構造上の安全性が、国等の許可の対象に入っていないのであれば、この環境影響評価の項目の中に積極的に加えた方がよいと思う。
事業者	風力発電所については、経済産業省の電気事業法において構造上の安全性を確保することとしており、電気事業法の規定に基づく技術基準適合維持義務にしたがって対応する。風力発電設備以外の関連設備については、電気事業法、建築基準法など法令に適合した設計を行うこととしている。
委員	事業者の意見としては、経済産業省などの基準に基づく設計となるため、それで問題ないということだと思う。委員の意見としては、東かがわ市からの意見を踏まえ、倒壊に対する対策や安全性が担保されているかというような意見であった。そのあたりの部分に関して活断層なども存在するというのを考慮した、倒壊に対する安全性が担保されているかということについて調査・予測をお願いしたい。
委員	鳥関係の意見が多いので、その点十分考慮して今後進めていく必要があると考える。
委員	運用するとなると、おそらく環境への影響の程度をモニタリングしながらの運用になってくると思うが、その場合、もし環境に影響があるということが分かったら、途中で風力発電を中断してでも運用の変更は可能なのか。それとも、一度始めてしまったら変更はできないのか。モニタリングしながら負荷の少ない運用ができるのかどうかという質問である。
事業者	事後調査を行うことを検討している。事後調査をして影響が認められる場合には、適宜保全対策等を検討する。
委員	検討内容を教えてもらえたら分かりやすいと思うので、今後お願いしたい。
委員	景観の部分についてだが、可能であれば遠方からの遠景だけでなく、近い位置でのフォトモンタージュがあれば景観とその辺りの自然に対する影響も見やすいと思った。また、できるだけ早い段階でフォトモンタージュを作成してほしい。
事業者	準備書手続きを進めていく中で、景観についてはフォトモンタージュを作成する予定である。作成時期と提出先について、どのように考えているかお聞きしたい。
委員	最後がよく聞こえなかった。フォトモンタージュは行っていただけるということだが、香川県としては、景観はかなり重要視している点であるので、意見として伝えさせていただきたい。
事業者	確認したいが、フォトモンタージュの提出先というのは香川県に対してなのか。
委員	今後出てくる準備書等の図書に入れてほしいという意見かと思う。
事務局	近い位置でのフォトモンタージュ作成やできるだけ早い段階でのフォトモンタージュ作成の意見は答申に入れたほうが良いか。
委員	おそらくその内容は既に答申の案に入っている。委員の皆様、この部分に関して答申の案のままでよいか。 (委員了承) 本事業については、初めから景観に関しては意見が出ており、答申として強く意見を出していきたいと思っている。

委員	<p>専門家の意見も必要であるが、景観という意味合いでは、一般生活をしている方が見ると いう目線で、地域の方に意見を聞くことが大切であると考えている。</p> <p>また、全国で同様の事例は多くあると思うので、そこで発生している問題点を参考にしつつ、 改善点などは本事業に反映してほしい。</p>
委員	<p>気象レーダーとの関係で風車の問題があるが、その検討はいかがか。</p>
事業者	<p>今確認をとっているのが防衛省と気象庁。干渉があるかどうかについては、干渉がないと 聞いている。</p>
委員	<p>国土交通省も関わってくると思うが、国土交通省についてはどうか。</p>
事業者	<p>国土交通省のレーダーについては未確認である。</p>
委員	<p>大丈夫だとは思いますが、確認はしてほしい。</p>
委員	<p>事業者の説明の中で、事後調査を行う予定であると言っていた。今回、地域住民からの意 見において、かなりの文章量で鳥に関する懸念があり、東かがわ市からの意見においても東 かがわ市に飛来してくる鳥への懸念が書かれている。そこで、事後調査を行うかどうかの確 認を事業者に対してしたい。また、事務局には、答申の中で事後調査を行うべきだという文 章を入れることができるかという確認をしたい。というのは、事業者作成のパワーポイント 14 ページを見ると、評価書を作成した後に事業の実施となっており、事後調査を行うことが 文面には書いていないためである。</p>
事業者	<p>方法書手続きが終了すれば、現地調査を行い、まず現地の状況を把握する。それを踏まえ て予測評価を行う。その結果を準備書として取りまとめて、縦覧等を行う。そして、準備書 中のどのような影響があるかどうかといった内容を踏まえて、事後調査を行う項目や内容を 検討する。</p>
委員	<p>事務局に確認したいが、評価書が出てくる前の準備書ができた段階で内容を確認して、事 後調査を行うべきかどうかについて、この審査会で答申を出すことは可能なのか。</p>
事務局	<p>可能である。</p>
委員	<p>その他事業者に質問はあるか。 (質問なし) では、事業者には退出していただく。ありがとうございました。</p>
委員	<p>事後調査について、もう一度教えてほしい。環境影響評価は事業者が主体で行うものであ って、事業者が事後調査は行わないという判断を最終的にすれば行わないことになるのか。 もしくは、香川県知事の意見として、事後調査を行うように意見を出すと、行うことになる のか。法律的な決まりを教えてほしい。</p>
事務局	<p>基本的には、知事意見を出すのが事業者が実施しないという判断をすると、そこに強制力 を持たせることはできない。</p>
委員	<p>環境影響評価法が改正されて報告書の公表は義務化されたのではないか。</p>
事務局	<p>報告書の公表は義務化された。また、報告書の作成も義務化されている。ただ、その内容 については強制力を持たせることはできないと考えている。</p>
委員	<p>準備書段階で事後調査について意見を述べることになると思うが、その際に、「準備書の中 に書いている内容以上のことが発生した場合は、調整して行うこと」といった文言を入れ ておけばよいと思う。実際にやってみるといろんなことが変わってくるので、準備書に書い ておけるとおりにしかやらないのはよくない。追加項目等がある場合は、事後評価として検討 する必要がある。</p>
委員	<p>他に意見はあるか。 (意見なし) では、(仮称)徳島鳴門風力発電事業についての議論は以上とする。 こちらの案件については徳島県の事例であり、ある程度議論いただいた。これを取りまと めていきたいが、時間的な余裕もあまりないため、本事業については審査会による議論はこ こまでとし、答申の文案については私に一任させていただきたいがよろしいか。 (委員了承) これで2つの議事は終了したが、全体を通して意見や質問がある方はいるか。</p>

	(意見や質問なし) 最後に、事務局からの連絡事項等はあるか。
事務局	(会議録の作成及びホームページへの掲載、次回審査会の日程等に関する報告)
委員	本日の議事はこれで終了したいと思う。長時間ご審議ありがとうございました。